

争議行為の予告について

一般合同労働組合東京北部ユニオン委員長早川恵子から争議行為を行う旨の通知が令和3年3月17日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和3年3月27日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

組合員に対する不利益変更の業務命令等に関する件

二 日時

令和3年3月29日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

往診歯科医院 練馬区大泉学園町一丁目32番21号

四 種類

全ての組合員、または一部組合員によるストライキ、もしくは怠業その他あらゆる形式の争議行為を実施する。（以上原文のまま掲載）